

# 総務委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	若松 謙維 (公明)	二之湯 智 (自民)	横沢 高德 (※)
理事	徳茂 雅之 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	吉川 沙織 (※)
理事	堀井 巖 (自民)	長谷川 岳 (自民)	吉田 忠智 (※)
理事	江崎 孝 (※)	松下 新平 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	森本 真治 (※)	三浦 靖 (自民)	片山 虎之助 (維新)
理事	山本 博司 (公明)	森屋 宏 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
	石井 正弘 (自民)	山本 順三 (自民)	伊藤 岳 (共産)
	進藤 金日子 (自民)	小林 正夫 (※)	
	滝波 宏文 (自民)	難波 奨二 (※)	(2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

### (1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案8件、衆議院提出法律案1件（総務委員長提出）及び承認案件1件の合計10件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願2種類25件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案等の審査〕

**地方行財政** 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものである。

委員会においては、過大な税収見積りとなった要因と地方交付税の後年度精算の在り方、臨時財政対策債等の残高削減に向けた対応、特別交付税増額の算定根拠と財源確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決

された。

**地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）**は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度を延

長し、あわせて、河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響と対策、「地域社会再生事業費」及び「緊急浚渫推進事業費」創設の意義と活用策、森林環境譲与税の譲与基準及び使途の在り方、会計年度任用職員制度の施行に係る財源と適正な運用の確保、公立・公的医療機関の機能強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

**市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう同法律の期限を10年間延長しようとするものである。

委員会においては、平成の合併の成果及び課題、市町村間の広域連携の現状と今後の在り方、小規模市町村の活性化に向けた支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）**は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるとともに、固定資産税等の減収を補填する措置を講ずる等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、地方税における徴収猶予等に伴う減収に対する措置、特別定額給付金の迅速な支給とDV被害者等

に支給する際の対応、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金及び持続化給付金の在り方、自治体の協力金を非課税とする必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

**令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案**は、令和二年度特別定額給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら同給付金等を使用することができるようにするため、同給付金等について、差押えの禁止等を行おうとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

**情報通信 電波法の一部を改正する法律案**は、電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長の措置を講じようとするものである。

委員会においては、技術基準不適合機器の流通防止策、周波数共用システムの運用方針、電波の一層の有効利用の推進等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案**は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による

他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、ユニバーサルサービスの在り方、NTT東西による他者設備利用の認可要件、電話サービスの安定的な提供と利用者の利便の確保、外国法人等に対する法執行の実効性の強化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案**は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び同機関のサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬものとする修正が行われた。

委員会においては、公共インフラとしての電話リレーサービスの意義、聴覚障害者等の意見反映の在り方、通訳オペレーターの育成・確保策、サービスの普及に向けた周知広報の重要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**〔NHK〕** 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和2年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が7,204

億円、支出が7,354億円で、149億円の収支不足であり、不足額は、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとし、事業計画では、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平公正で正確な情報を伝えるとともに、受信料の公平負担の徹底、効率的で透明性の高い組織運営の推進等に取り組むとしている。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症への対応、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期による影響、公共放送の在り方、経営委員会の役割と透明性確保、常時同時配信の今後の実施方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

**3月5日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴取し、令和2年度総務省関係予算に関する件について長谷川総務副大臣から説明を聴取した。

**3月10日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、平成の大合併の総括と今後の地方行政体制及び地方議会・議員の在り方、新型コロナウイルス感染症対策における地方自治体への財政支援の内容、マイナンバーカードの取得推進に関する総務省の広報及び地方公務員への取得勧奨に係る通知の妥当性、かんぽ生命保険不適切販売に係る調査の現状及び終了時期並びに顧客の不利益回復の現状、「ローカル10,000プロジェクト」の活用に向け地方へ積極的に周知する必要性、サイバー攻撃被害の報告義務法制化に関する大臣所見、感染症指定医療機関の医

療スタッフ強化の必要性等の質疑を行った。

3月17日、令和2年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴取した後、長谷川総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月18日、予算委員会から委嘱を受けた、令和2年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、郵便局における地方公共団体事務の包括受託の積極的推進に対する総務大臣の認識、かんぽ不適正営業における業務改善命令への対応状況についての総務大臣の評価、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況と期間延長の必要性、森林環境譲与税の譲与基準の根拠及び妥当性、昨年の与論島からのドクターヘリ要請に関する質疑を受けての対応状況、国として心肺そ生を希望しない傷病者への対応についての基準を早期に示す必要性、「地域社会再生事業費」の創設趣旨の周知徹底の必要性、洪水浸水想定区

域等からの消防署移転に係る「緊急防災・減災事業費」の対象事業化、日本郵政株式会社の取締役役に旧郵政省出身者が就任することへの懸念と総務大臣の見解、日本郵政グループにおける学校休業に伴い職員が休暇取得する場合への対応等の質疑を行った。

3月27日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。

6月2日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地域医療における公立病院の役割、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額の必要性、マイナポイント事業の効果検証を行う必要性、テレワークの取組拡大の状況と課題、地方公務員の定年制の在り方、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している医療機関への支援策等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、遠山財務副大臣、加藤農林水産副大臣、御法川国土交通副大臣、小島厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事・技師長児野昭彦君、日本郵政株式会社代表取締役社長増田寛也君、日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長

衣川和秀君及び株式会社かんぽ生命保険代表執行役社長千田哲也君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉田忠智君（※）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、※、公明、維新  
反対会派 共産

### ○令和2年3月5日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度総務省関係予算に関する件について長谷川総務副大臣から説明を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、平内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、斎藤総務大臣政務官、藤原内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事木田幸紀君、同協会経営委員会委員長森下俊三君、日本郵政株式会社代表執行役社長増田寛也君、株式会社かんぽ生命保険代表執行役社長千田哲也君及び日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長衣川和秀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井正弘君(自民)、小林正夫君(※)、吉川沙織君(※)、難波奨二君(※)、山本博司君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和2年3月17日(火) (第4回)

- 令和2年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴いた後、長谷川総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)  
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)  
以上両案について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月18日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)  
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)  
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(総務省所管(公害等調整委員会を除く))  
について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、進藤総務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長衣川和秀君及び日本郵政株式会社代表執行役社長増田寛也君に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、小林正夫君(※)、江崎孝君(※)、西田実仁君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、自見厚生労働大臣政務官、井上財務大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、三浦靖君(自民)、吉田忠智君(※)、森本真治君(※)、山本博司君(公明)、片山虎之助君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和2年3月19日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)  
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)  
以上両案について安倍内閣総理大臣、高市総務大臣、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

[質疑者]

江崎孝君(※)、森本真治君(※)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

滝波宏文君(自民)、森本真治君(※)、山本博司君(公明)、片山虎之助君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和2年3月24日(火) (第7回)

- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)  
について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月26日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、宮下内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、吉田忠智君（※）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

#### ○令和2年3月27日（金）（第9回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産

（閣法第7号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。
- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第8号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和2年3月31日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長前田晃伸君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会経営委員会委員長

森下俊三君、同協会専務理事木田幸紀君、同協会専務理事坂野裕爾君、同協会理事松坂千尋君、同協会理事松原洋一君、同協会専務理事・技師長児野昭彦君及び同協会経営委員会委員（監査委員）高橋正美君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、二之湯智君（自民）、青山繁晴君（自民）、吉川沙織君（※）、難波奨二君（※）、森本真治君（※）、西田実仁君（公明）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、※、公明

反対会派 維新、共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和2年4月14日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和2年4月16日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について高市総務大臣、橋本厚生労働副大臣、藤原内閣府大臣政務官、青山内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君及び同協会理事松坂千尋君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小林正夫君（※）、吉川沙織君（※）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和2年4月30日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について高市総務大臣

から趣旨説明を聴き、同大臣、遠山財務副大臣、平内閣府副大臣、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、岸真紀子君（※）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産  
反対会派 なし

- 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産  
反対会派 なし

#### ○令和2年5月12日（火）（第14回）

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和2年5月14日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について高市総務大臣、大塚内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小林正夫君（※）、吉川沙織君（※）、西田実仁君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第28号）

賛成会派 自民、※、公明、維新  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和2年6月2日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地域医療における公立病院の役割と機能分

担・連携に関する件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額の必要性に関する件、マイナポイント事業の在り方に関する件、テレワークの取組拡大の状況と課題に関する件、地方公務員の定年制に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している医療機関への支援策に関する件等について高市総務大臣、遠山財務副大臣、大塚内閣府副大臣、平内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、吉田忠智君（※）、舟山康江君（※）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴いた。

#### ○令和2年6月4日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、同本村伸子君、高市総務大臣、木村総務大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、横沢高德君（※）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和2年6月17日（水）（第18回）

- 請願第884号外24件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

### (3) 委員会決議

#### —自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築 及び東日本大震災等への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業を更に加速し、防災・減災を推進するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要がある。このため、令和3年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、拡大する財政需要に合わせ、予見可能性を持って安定的に確保されるように全力を尽くすこと。

また、統計、児童福祉対策、林野、公共交通、防災・減災等に関する行政需要の増加に対応し、地方公共団体の人員の確保やその専門性の向上のために必要な国の予算の確保に万全を期すこと。

二、会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体が財政上の制約を理由とした不適切な運用を行うことのないよう、継続的に実態を調査し、適切な助言を行うこと。

三、地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、行政改革や経費削減等により財源を捻出し、公共施設等の老朽化対策、災害対策、社会保障関係経費の増大など将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っている状況を踏まえ、各団体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重すること。

四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。

五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。

六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与す



るものに限られるよう慎重に対処すること。

八、個人住民税については、住民が公平感を持って納税できるよう、控除の在り方を含め不断の見直しを進めること。

九、電気・ガス供給業に対する法人事業税の課税については、法人事業税が都道府県の重要な基幹税であることを踏まえ、収入金額課税制度の堅持を基本としつつ、その在り方について検討を行うこと。

十、森林環境譲与税の使途を適正かつ明確にしつつ、市町村が主体となった森林整備を促進するために、国は責任を持って、市町村の林業部門担当者の確保に係る地方財政措置等、市町村の林務行政支援策を拡充すること。また、これまでの森林施策では対応できなかった奥地等の森林整備を着実に進めることに鑑み、各地方公共団体における森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、森林環境譲与税の譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。

十一、ふるさと納税制度に関しては、寄附者が居住する地方公共団体における税収の減少が当該団体の財政や行政サービスに与える影響を注視するとともに、更なる適正化に向けた検討を進めること。

十二、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の社会的インフラの老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担等に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたり確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。

十三、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努め、地方財政の健全化を進めること。

十四、地方債については、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。

十五、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な財源を確保すること。

十六、新型コロナウイルス感染症から国民の生命と健康を守るため、保健所や感染症指定医療機関における検査・医療体制の強化とともに、大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主、フリーランス、学校の臨時休業により仕事を休まざるを得なくなった保護者等への支援に関し、地方公共団体が万全の体制で対応できるよう必要な財政措置を講ずること。

右決議する。